

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 広域振興局以外の出先機関</p> <p>第1款～第3款 [略]</p> <p><u>第4款 文化スポーツ部に属する出先機関（第31条の5）</u></p> <p>第5款 [略]</p> <p>第6款 [略]</p> <p>第7款 [略]</p> <p>第8款 [略]</p> <p>第9款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>法務・情報公開担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 官報報告及び総務省報告に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>個人情報保護の総合的な調整に関すること。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p><u>(12) 行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審査会、個人情報保護審議会及び公文書管理委員会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>(1) 人事管理に関する制度の企画に関すること <u>（職員育成担当の主管に属するものを除く。）</u></p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>特別職報酬等審議会及び公務災害補償等審査会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>職員育成担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経営推進担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>行政情報化担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p>公益法人担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>（復興防災部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第7条の2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 広域振興局以外の出先機関</p> <p>第1款～第3款 [略]</p> <p>第4款 [略]</p> <p>第5款 [略]</p> <p>第6款 [略]</p> <p>第7款 [略]</p> <p>第8款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>法務・情報公開担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>個人情報の保護等の総合的な調整に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p><u>(11) 行政不服審査会、情報公開・個人情報保護等審査会及び公文書管理委員会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>給与人事担当の分掌事務</p> <p>(1) 人事管理に関する制度の企画に関すること。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>特別職報酬等審議会、公務災害補償等審査会及び県勢功労者顕彰選考委員会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>職員育成担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経営推進担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>公益法人担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>（復興防災部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第7条の2 [略]</p>

2 [略]

3 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
推進担当の分掌事務
(1)～(4) [略]

[略]

4・5 [略]

6 消防安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
消防担当の分掌事務
(1)～(17) [略]

[略]

7 [略]
(ふるさと振興部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]
2～9 [略]

10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
デジタル推進担当の分掌事務
(1) 情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
(2) [略]

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 [略]
2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
管理担当の分掌事務
(1)・(2) [略]
(3) 平泉世界遺産ガイダンスセンターに関すること。

3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
世界遺産担当の分掌事務
(1)・(2) [略]

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
生涯スポーツ担当の分掌事務
(1)～(3) [略]
(4) 岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、岩手県営野球場、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。
(5) [略]
競技スポーツ担当の分掌事務
(1)～(3) [略]
冬季国体・マスターズ推進担当の分掌事務
(1) 令和5年特別国民体育大会冬季大会スキー競技会に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
(2) 日本スポーツマスターズ2022に関すること。
(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 環境生活部に次の室及び課を置く。
(1)～(5) [略]
(6) 廃棄物特別対策室
(7) [略]

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
廃棄物対策担当の分掌事務
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。

2 [略]

3 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
推進担当の分掌事務
(1)～(4) [略]
(5) 東日本大震災津波復興委員会に関すること。
[略]

4・5 [略]

6 消防安全課の分掌事務は、次のとおりとする。
消防保安担当の分掌事務
(1)～(17) [略]
(18) 救急業務高度化推進協議会に関すること。
[略]

7 [略]
(ふるさと振興部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]
2～9 [略]

10 科学・情報政策室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
デジタル推進担当の分掌事務
(1) 情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（行政情報化担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
(2) [略]
行政情報化担当の分掌事務
(1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
(2) 情報システム関連調達に関する技術的審査委員会に関すること。
(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 [略]
2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
管理担当の分掌事務
(1)・(2) [略]

3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
世界遺産担当の分掌事務
(1)・(2) [略]
(3) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理に関すること。
(4) 平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会に関すること。

4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
生涯スポーツ担当の分掌事務
(1)～(3) [略]
(4) 岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、いわて盛岡ボールパーク、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。
(5) [略]
競技スポーツ担当の分掌事務
(1)～(3) [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 環境生活部に次の室及び課を置く。
(1)～(5) [略]
(6) [略]

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
廃棄物対策担当の分掌事務
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

)。

(2) 廃棄物の不適正処理の監視指導に関すること (廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。)。

(3) [略]

資源循環担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 使用済自動車の再資源化等に関すること。

(5) 産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活衛生担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道に関すること (水道広域連携担当の主管に属するものを除く。)。

(9)～(11) [略]

水道広域連携担当の分掌事務

(1) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道の広域連携に関すること。

消費生活担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

7 廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

再生・整備担当の分掌事務

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。

(2) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること

—

廃棄物施設整備担当の分掌事務

(1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 [略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療情報担当の分掌事務

(1) 医療情報の活用等に関すること。

健康予防担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 指定難病審査会及びがん登録情報利用等審議会に関すること。

[略]

4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(2) 廃棄物の不適正処理の監視指導に関すること。

(3) [略]

(4) 産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。

(5) 使用済自動車の再資源化等に関すること。

(6) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること

—

資源循環担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

廃棄物施設整備担当の分掌事務

(1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活衛生担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道に関すること。

(9)～(11) [略]

消費生活担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

7 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 [略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 医療情報の活用等に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 指定難病審査会、がん登録情報利用等審議会及び健康増進計画推進協議会に関すること。

[略]

4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 地域包括ケアシステムに関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(5) [略]

介護福祉担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

地域包括ケア推進担当の分掌事務

(1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

自殺総合対策担当の分掌事務

(1) [略]

7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

感染症担当の分掌事務

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること（ワクチン接種担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること（ワクチン接種担当の主管に属するものを除く。）。

(3)～(5) [略]

ワクチン接種担当の分掌事務

(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。

8 子ども子育て支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

次世代育成担当の分掌事務

(1) 次世代育成支援に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（子ども家庭担当、子育て支援担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(9) [略]

[略]

子育て支援担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

新産業育成担当の分掌事務

(1) 新産業の育成に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 産業の高度化に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 産業間連携の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

中小企業振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 中小企業金融に関すること。

(6) 信用保証協会の指導監督に関すること。

(7) 貸金業に関すること。

(8) 中小企業調停審議会に関すること。

商業まちづくり担当の分掌事務

(6) 高齢者福祉・介護保険推進協議会及びリハビリテーション協議会に関すること。

介護福祉担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

自殺総合対策担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 自殺対策推進協議会に関すること。

7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

感染症担当の分掌事務

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること。

(3)～(5) [略]

8 子ども子育て支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

次世代育成担当の分掌事務

(1) 次世代育成支援に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他の担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(9) [略]

[略]

子育て支援担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

少子化対策担当の分掌事務

(1) 少子化対策の推進に関すること（他の担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

中小企業振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 新産業の育成に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 産業の高度化に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 中小企業調停審議会及び経営革新計画評価委員会に関すること。

金融・商業振興担当の分掌事務

(1) 中小企業金融に関すること。

(1) 商業まちづくりの振興に関すること。

(2) 特定大規模集客施設立地誘導審議会に関すること。

4・5 [略]

6 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1) ものづくり産業（自動車関連産業を除く。）の振興に関すること。

(2)・(3) [略]

企業立地推進担当の分掌事務

(1) 企業の誘致に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

自動車産業振興担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

産業集積推進担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

7 観光・プロモーション室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国内観光担当の分掌事務

(1) 国内観光の振興に関すること（三陸観光地域づくり担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

国際観光担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

三陸観光地域づくり担当の分掌事務

(1) 三陸観光地域づくりに係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（農林水産部の分課及びその分掌事務）

第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)～(15) [略]

(16) 県産米戦略室

(17) [略]

2・3 [略]

4 流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

6次産業化推進担当の分掌事務

(1) 農林水産物の販路拡大に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)・(3) [略]

流通改善担当の分掌事務

(1) 農林水産物の流通改善及び消費の宣伝に関すること（県産米戦略室の主管に属するものを除く。）。

(2) 農産物流通関係団体の指導監督に関すること。

(3) 主要食糧の需給の安定に関すること（県産米戦略室の主管に属するものを除く。）。

(4) 農産物の集出荷及び価格安定対策に関すること。

(5) 牛乳等取引に係る調停に関すること。

(6) [略]

(2) 信用保証協会の指導監督に関すること。

(3) 貸金業に関すること。

(4) 商業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 特定大規模集客施設立地誘導審議会及び信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会に関すること。

4・5 [略]

6 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1) ものづくり産業（自動車関連産業及び半導体関連産業を除く。）の振興に関すること。

(2)・(3) [略]

企業立地推進担当の分掌事務

(1) 企業の誘致に関すること（自動車産業振興担当、半導体産業振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

自動車産業振興担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

半導体産業振興担当の分掌事務

(1) 半導体関連産業の振興に関すること。

(2) 半導体関連企業の誘致に関すること。

産業集積推進担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

7 観光・プロモーション室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国内観光担当の分掌事務

(1) 国内観光の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

国際観光担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

（農林水産部の分課及びその分掌事務）

第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)～(15) [略]

(16) [略]

2・3 [略]

4 流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

流通企画・県産米担当の分掌事務

(1) 農林水産物の販路拡大に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 農林水産物の消費の宣伝に関すること。

(3) 農産物流通関係団体の指導監督に関すること。

(4) 主要食糧の需給の安定に関すること。

(5) 農産物の集出荷及び価格安定対策に関すること。

(6) 牛乳等取引に係る調停に関すること。

6次産業化推進担当の分掌事務

(1) 農林水産物の販路拡大に関する事業の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2)・(3) [略]

(4) 農林水産物等認証制度運営委員会に関すること。

流通改善担当の分掌事務

(1) 農林水産物の流通改善に関すること。

(2) [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域農業振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

[略]

6・7 [略]

8 農村建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水利整備・管理担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

水田農業担当の分掌事務

(1) 麦及び大豆の生産振興に関すること。

(2)～(7) [略]

[略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

和牛改良推進担当の分掌事務

(1) 和牛改良の推進に関すること。

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

振興担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 森林審議会に関すること。

[略]

12～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

漁港担当の分掌事務

(1) 漁港の指定に関すること。

(2) 漁港の維持管理に関すること。

(3) 漁港区域内における公有水面の埋立てに関すること。

(4) プレジャーボート等の水域の適正利用対策の総括に関すること。

(5) 岩手県立種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。

(6) 水産基盤の整備(漁港区域に係る海岸保全を除く。)に関すること。

(7) [略]

海岸担当の分掌事務

(1) 漁港区域に係る海岸保全に関すること。

(2) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

技術指導担当の分掌事務

(1) [略]

16 [略]

17 県産米戦略室の分掌事務は、次のとおりとする。

県産米戦略担当の分掌事務

(1) 水稻の生産振興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 米の販売推進に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(3) 米の流通改善及び消費の宣伝に関すること。

(4) 米の需給の安定に関すること。

県産米生産振興担当の分掌事務

(1) 水稻の生産振興に関すること。

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

地域農業振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 中山間地域等直接支払制度推進委員会に関すること。

[略]

6・7 [略]

8 農村建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水利整備・管理担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 多面的機能支払制度推進委員会に関すること。

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

水田農業担当の分掌事務

(1) 水稻、麦及び大豆の生産振興に関すること。

(2)～(7) [略]

[略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

振興担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 森林審議会及びいわての森林づくり県民税事業評価委員会に関すること。

[略]

12～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1) 漁港の指定に関すること。

(2) 漁港の維持管理に関すること。

(3) 漁港区域内における公有水面の埋立てに関すること。

(4) プレジャーボート等の水域の適正利用対策の総括に関すること。

(5) 岩手県立種市漁港海岸休養施設の管理に関すること。

漁港担当の分掌事務

(1) 水産基盤の整備に関すること。

(2) [略]

(3) 漁港区域に係る海岸保全に関すること。

(4) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

技術指導担当の分掌事務

(1) [略]

16 [略]

県産米販売推進担当の分掌事務

(1) 米の販売に関する事業の推進に関すること。

18 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 県土整備部に次の室及び課を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 港湾課

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

空港管理担当の分掌事務

(1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) 空港施設の管理に関すること。

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第8款及び第9款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4～10 [略]

11 港湾課の分掌事務は、次のとおりとする。

港湾振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 港湾の管理に関すること。

(3)・(4) [略]

港湾整備担当の分掌事務

(1) 港湾の建設、改良、維持及び修繕に関すること。

(2) [略]

(分課及びその分掌事務)

第15条 [略]

2 [略]

3 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

指導担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

[略]

(東日本大震災津波伝承館)

第31条 東日本大震災津波伝承館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(先端科学技術研究センター)

第31条の4 [略]

第4款 文化スポーツ部に属する出先機関

(平泉世界遺産ガイダンスセンター)

第31条の5 平泉世界遺産ガイダンスセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 平泉世界遺産（平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）

第1条に規定する平泉世界遺産をいう。以下この条において同じ。）その他の平泉の文化遺産に関する資料の収集、保存管理及び展示並びに情報発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 平泉世界遺産その他の平泉の文化遺産に係る調査研究に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) その他平泉世界遺産その他の平泉の文化遺産の理解の促進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 平泉世界遺産ガイダンスセンターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	西磐井郡平泉町

17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 県土整備部に次の室及び課を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 港湾空港課

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第7款及び第8款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4～10 [略]

11 港湾空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

港湾振興・管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 港湾及び空港の管理に関すること。

(3)・(4) [略]

整備担当の分掌事務

(1) 港湾及び空港の建設、改良、維持及び修繕に関すること。

(2) [略]

(分課及びその分掌事務)

第15条 [略]

2 [略]

3 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

指導担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 政府調達苦情検討委員会に関すること。

[略]

(東日本大震災津波伝承館)

第31条 東日本大震災津波伝承館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 東日本大震災津波伝承館運営協議会に関すること。

2 [略]

(先端科学技術研究センター)

第31条の4 [略]

第5款 [略]

第6款 [略]

第7款 [略]

(職業能力開発校)

第54条 [略]

2 職業能力開発校の名称、区分及び位置は、次のとおりである。

[略]

第8款 [略]

第9款 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
いわて6次産業化支援センター	[略]
[略]	

(附属機関)

第77条 [略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
地域振興室	[略]	
競馬改革推進室	[略]	
県産米戦略室	県産米戦略監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第12条第17項県産米戦略担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。

第4款 [略]

第5款 [略]

第6款 [略]

(職業能力開発校)

第54条 [略]

2 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりである。

[略]

第7款 [略]

第8款 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
いわて農村漁村発イノベーション支援センター	[略]
[略]	

(附属機関)

第77条 [略]

2 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号。以下「附属機関条例」という。）第2条第2項の規定に基づき次の各号に掲げる附属機関を置く場合には、当該附属機関に関する事務は、当該附属機関の調査審議又は審査に係る当該各号に掲げる事務を分掌する本庁の室、課又は所及び広域振興局の部等又は課等並びに広域振興局以外の出先機関の部等が分掌する。

- (1) 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会 公の施設の管理に関する事務
- (2) 委託業務企画提案等審査委員会 委託業務等に関する事務
- (3) 補助金等審査委員会 補助金の交付等に関する事務
- (4) 被表彰候補者等選考委員会 表彰等に関する事務

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
地域振興室	[略]	
交通政策室	地方路線対策監	上司の命を受け、第8条第9項地域交通担当の分掌事務第1号を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
医療政策室	医療企画監	上司の命を受け、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事項に関し、その職務を代理する。
子ども子育て支援室	首席少子化対策監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第8項少子化対策担当の分掌事務を掌理する。
	少子化対策監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第8項少子化対策担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
競馬改革推進室	[略]	

	県産米生産振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第12条第17項県産米生産振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。	
	県産米販売推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第12条第17項県産米販売推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。	
課	[略]		
[略]	[略]		
[略]	[略]		
防災課	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条の2第5項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第7号、第9号から第12号まで及び第14号についての企画及び立案に参画するとともに、課の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。	
[略]	[略]		
[略]			
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]		
文化スポーツ部に属する出先機関	平泉世界遺産ガイドセンター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
環境生活部に属する出先機関	環境保健研究センター	[略]	[略]
		副所長	[略]
		健康情報調査監	上司の命を受け、所の事務で特に命ぜられた事務を処理する。
		部長	[略]
[略]	[略]		

課	[略]		
[略]	[略]		
[略]	[略]		
防災課	防災危機管理監	上司の命を受け、第7条の2第5項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第7号、第9号から第12号まで及び第14号についての企画及び立案に参画し、課の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事項に関し、その職務を代理する。	
[略]	[略]		
[略]			
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]		
環境生活部に属する出先機関	環境保健研究センター	[略]	[略]
		副所長	[略]
		部長	[略]
[略]	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
文化スポーツ部に属する出先機関	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
	主任及び主任行政専門員	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
	所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。
環境生活部に属する出先機関	[略]	
[略]		

3 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
環境生活部に属する出先機関	[略]	
[略]		

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職 教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導員、魚類防疫員	[略]
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部等	課等
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	水産部	[略]
	宮古水産振興センター	[略]
		漁港管理課
		漁港復旧課
	大船渡水産振興センター	[略]
		漁港管理課
		漁港復旧課
	[略]	
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	
[略]						
11 地域経営推進費に関すること（12に係るもの）	○					

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職 I L Cコーディネーター、教授、公益法人コーディネーター、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導員、魚類防疫員	[略]
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部等	課等
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	水産部	[略]
	宮古水産振興センター	[略]
		漁港漁村課
	大船渡水産振興センター	[略]
		漁港漁村課
	[略]	
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	
[略]						
11 地域経営推進費に関すること。	○	○				経営企画部に あつては、地域 経営推進費に関

	健康国保課	医療情報課長 健康予防担当課長 薬務担当課長 国保担当課長
	[略]	
	医療政策室	医療政策担当課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症課長 ワクチン接種担当課長
	[略]	
商工労働観光部	商工企画室	企画課長 管理課長 新産業育成課長
	経営支援課	中小企業振興担当課長 商業まちづくり担当課長
	[略]	
	ものづくり自動車 産業振興室	ものづくり産業振興課長 企業立地推進担当課長 自動車産業振興課長 産業集積推進課長 就業 支援担当課長
	[略]	
農林水産部	[略]	
	流通課	6次産業化推進担当課長 流通改善課長
	[略]	
	漁港漁村課	漁港課長 海岸担当課長
	[略]	
県土整備部	県土整備企画室	企画課長 管理課長 用地課長 空港管理課長
	[略]	
	港湾課	港湾振興担当課長 港湾整備担当課長
[略]		

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名 称	位 置
[略]	
岩手県公会堂	[略]
岩手県営体育館	[略]
岩手県営野球場	[略]
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県国民保護協 議会	[略]
岩手県交通安全対 策会議	[略]
[略]	
岩手県子ども・子 育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規 定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意 見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的か つ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審 議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項 、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させら れた事項の調査審議に関すること。
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
岩手県総合計画審 議会	岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）第1条 の規定により、県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事 項を調査審議すること。
[略]	
岩手県情報公開審	情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により

	健康国保課	健康予防担当課長 薬務担当課長 国保担当課長
	[略]	
	医療政策室	医療政策担当課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症課長
	[略]	
商工労働観光部	商工企画室	企画課長 管理課長
	経営支援課	中小企業振興担当課長 金融・商業振興担当課長
	[略]	
	ものづくり自動車 産業振興室	ものづくり産業振興課長 企業立地推進担当課長 自動車産業振興課長 半導体産業振興担当課長 産業集積推進課長 就業支援担当課長
	[略]	
農林水産部	[略]	
	流通課	流通企画・県産米課長 6次産業化推進担当課長 流通改善担当課長
	[略]	
	漁港漁村課	漁港課長
	[略]	
県土整備部	県土整備企画室	企画課長 管理課長 用地課長
	[略]	
	港湾空港課	港湾振興・管理担当課長 整備担当課長
[略]		

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名 称	位 置
[略]	
岩手県公会堂	[略]
岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	西磐井郡平泉町
岩手県営体育館	[略]
いわて盛岡ボールパーク	[略]
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県国民保護協 議会	[略]
岩手県救急業務高 度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8の規定による実施基準 に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受 入れの実施に係る連絡調整に関すること。
岩手県交通安全対 策会議	[略]
[略]	
岩手県子ども・子 育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項の規 定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意 見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的か つ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審 議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項 、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させら れた事項の調査審議に関すること。
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
岩手県総合計画審 議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、県政の総合的な計画の 策定及び推進に関する重要事項について調査審議すること。
[略]	
岩手県情報公開・	岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（令和4年岩手県条

査会	<u>、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の決定等についての審査請求について調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。</u>
岩手県個人情報保護審査会	<u>個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは利用停止をする旨又は個人情報の開示、訂正若しくは利用停止をしない旨の決定等についての審査請求について調査審議すること。</u>
岩手県個人情報保護審議会	<u>個人情報保護条例第65条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議し、並びに同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</u>
岩手県公文書管理委員会	[略]
岩手県特別職報酬等審議会	<u>岩手県特別職報酬等審議会条例（昭和39年岩手県条例第63号）第1条の規定により、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議すること。</u>
公務災害補償等審査会	[略]
岩手県財産評価審議会	<u>岩手県財産評価審議会条例（昭和39年岩手県条例第20号）第1条の規定により、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合において、当該公有財産の評価について審議すること。</u>
公務災害補償等認定委員会	[略]
岩手県いじめ再調査委員会	[略]
岩手県文化芸術振興審議会	[略]
岩手県スポーツ推進審議会	[略]
[略]	

個人情報保護等審査会	<u>例第50号）第1条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、並びに情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）及び岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第63号）の実施に関し実施機関等に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定により、同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</u>
岩手県公文書管理委員会	[略]
岩手県特別職報酬等審議会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について調査審議すること。</u>
公務災害補償等審査会	[略]
県勢功労者顕彰選考委員会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、県勢功労者顕彰の候補者の選考について調査審議すること。</u>
岩手県財産評価審議会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合における当該公有財産の評価について調査審議すること。</u>
公務災害補償等認定委員会	[略]
岩手県東日本大震災津波復興委員会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、東日本大震災津波により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項について調査審議すること。</u>
東日本大震災津波伝承館運営協議会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、東日本大震災津波伝承館の事業の運営に関する事項について調査審議すること。</u>
岩手県いじめ再調査委員会	[略]
岩手県情報システム関連調達に関する技術的審査委員会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、県が締結する情報システムの開発、保守その他の情報システムに関する役務の調達契約（知事が別に定めるものに限る。）に係る競争入札の落札者の決定基準その他必要な事項について調査審議し、及び当該調達契約に係る提案書の内容を審査すること。</u>
岩手県文化芸術振興審議会	[略]
平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会	<u>附属機関条例第2条第1項の規定により、世界遺産一覧表に記載された平泉の文化遺産の拡張のための推薦書の作成に関し必要な事項について調査審議すること。</u>
岩手県スポーツ推進審議会	[略]
[略]	

岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]
岩手県精神保健福祉審議会	[略]
岩手県障害者介護給付費等不服審査会	[略]
岩手県商工観光審議会	岩手県商工観光審議会条例（昭和49年岩手県条例第6号）第1条の規定により、総合的な商工業及び観光の振興に係る施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県中小企業調停審議会	[略]
岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会	[略]
岩手県職業能力開発審議会	[略]
[略]	
岩手県農村地域産業導入促進対策審議会	[略]
岩手県農政審議会	岩手県農政審議会条例（昭和47年岩手県条例第9号）第1条の規定により、総合的な農業施策の推進及び卸売市場の整備に関する重要事項を調査審議すること。

岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
岩手県健康増進計画推進協議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画の策定及び推進に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]
岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の策定及び推進その他高齢者の福祉の施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県リハビリテーション協議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、地域におけるリハビリテーションの適切かつ円滑な提供に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県精神保健福祉審議会	[略]
岩手県障害者介護給付費等不服審査会	[略]
岩手県自殺対策推進協議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、県の総合的な自殺対策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県商工観光審議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、総合的な商工業及び観光の振興に係る施策の推進に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。
岩手県中小企業調停審議会	[略]
岩手県経営革新計画評価委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画の評価その他経営革新計画の承認に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会	[略]
岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、岩手県信用保証協会常勤理事の候補者の選考について調査審議すること。
岩手県職業能力開発審議会	[略]
[略]	
岩手県農村地域産業導入促進対策審議会	[略]
岩手県農林水産物等認証制度運営委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、農林水産物及び農林水産物を利用した加工食品の認証制度に関する重要事項について調査審議すること。
岩手県農政審議会	附属機関条例第2条第1項の規定により、総合的な農業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。
岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、中山間地域等直接支払制度の実施状況の評価その他中山間地域等直接支払制度に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県多面的機能支払制度推進委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、多面的機能支払制度の実施状況の評価その他多面的機能支払制度に関し必要な事項について調査審議すること。
いわての森林づくり県民税事業評価委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第1条に規定する森林環境の保全に関する施策について調査審議し、及び評価を行い、並びに

			森林環境の保全に関する施策について知事に意見を述べること。
岩手県水産審議会	<u>岩手県水産審議会条例（昭和48年岩手県条例第46号）第1条</u> の規定により、総合的な水産業施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。	岩手県水産審議会	<u>附属機関条例第2条第1項</u> の規定により、総合的な水産業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。
[略]		[略]	
岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会	<u>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）第2条</u> の規定により、県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善、苦情並びに談合等不正行為について調査審議すること。	岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会	<u>附属機関条例第2条第1項</u> の規定により、県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善に関することその他の県営建設工事の入札及び契約に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。
		岩手県政府調達苦情検討委員会	<u>附属機関条例第2条第1項</u> の規定により、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人が行う調達であって政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となるものに係る苦情の申立てについて調査審議すること。
		公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会	<u>附属機関条例第2条第2項</u> の規定により、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。
		委託業務企画提案等審査委員会	<u>附属機関条例第2条第2項</u> の規定により、県が発注する委託業務その他の業務（以下この項において「委託業務等」という。）に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手方の候補者の決定のために実施する公募により提出された提案書の内容を審査し、及び当該委託業務等に係る同令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の落札者の決定に関する事項について調査審議すること。
		補助金等審査委員会	<u>附属機関条例第2条第2項</u> の規定により、補助金（相当の反対給付を受けないで交付する補助金以外の給付金を含む。）、利子補給金その他これらに類するものの交付又は貸付金の貸付け（以下この項において「補助金の交付等」という。）の対象となる者、事業等の決定に係る申請書等の内容を審査し、及び当該補助金の交付等に関し必要な事項について調査審議すること。
		被表彰候補者等選考委員会	<u>附属機関条例第2条第2項</u> の規定により、表彰（県勢功労者顕彰を除く。）、認定その他これらに類するものの対象となる候補者の選考その他選考に関し必要な事項について調査審議すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） [略] 岩手県先端科学技術研究センター <u>岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンター</u> 岩手県環境保健研究センター [略]	別表第1（第2条関係） [略] 岩手県先端科学技術研究センター 岩手県環境保健研究センター [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																								
別表第1（第2条—第4条関係）	別表第1（第2条—第4条関係）																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th colspan="2">職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">知事の 事務局</td> <td rowspan="3">本庁</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>資源循環推進課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>廃棄物特別対策室</td> <td>別に命ずる職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>中小企業振興担当課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>広域振興局</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等		知事の 事務局	本庁	[略]		環境生活部	[略]	資源循環推進課	[略]	廃棄物特別対策室	別に命ずる職員	[略]	[略]		商工労働観光部	[略]	経営支援課	中小企業振興担当課長	[略]		[略]		出先	広域振興局	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th colspan="2">職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">知事の 事務局</td> <td rowspan="3">本庁</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境生活部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>資源循環推進課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>金融・商業振興担当課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>広域振興局</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等		知事の 事務局	本庁	[略]		環境生活部	[略]	資源循環推進課	[略]	[略]	[略]		商工労働観光部	[略]	経営支援課	金融・商業振興担当課長	[略]		[略]		出先	広域振興局	[略]	
組 織		職 等																																																							
知事の 事務局	本庁	[略]																																																							
		環境生活部	[略]																																																						
			資源循環推進課	[略]																																																					
	廃棄物特別対策室	別に命ずる職員																																																							
	[略]	[略]																																																							
		商工労働観光部	[略]																																																						
経営支援課			中小企業振興担当課長																																																						
[略]		[略]																																																							
出先	広域振興局	[略]																																																							
組 織		職 等																																																							
知事の 事務局	本庁	[略]																																																							
		環境生活部	[略]																																																						
			資源循環推進課	[略]																																																					
	[略]	[略]																																																							
		商工労働観光部	[略]																																																						
			経営支援課	金融・商業振興担当課長																																																					
[略]		[略]																																																							
出先	広域振興局	[略]																																																							

機関	県南広域	[略]	
	振興局	保健福祉環境部	保健福祉室福祉課長 特命課長（北上市に駐在 する者に限る。）
			保健福祉環 境センター
		[略]	
	沿岸広域	[略]	
	振興局	水産部	[略]
		水産振興セ ンター	漁港管理課長
		[略]	
	[略]		
	[略]		
	ふるさと振興部に 属する出先機関	[略]	
	文化スポーツ部に 属する出先機関	岩手県立平泉世界遺産ガイ ダンスセンター	所長
環境生活部に属す る出先機関	[略]		
[略]			
[略]			

機関	県南広域	[略]	
	振興局	保健福祉環境部	保健福祉室福祉課長
			保健福祉環 境センター
		[略]	
	沿岸広域	[略]	
	振興局	水産部	[略]
		水産振興セ ンター	漁港漁村課長
		[略]	
	[略]		
	[略]		
	ふるさと振興部に 属する出先機関	[略]	
	環境生活部に属す る出先機関	[略]	
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。